

## 中高層共同住宅の検針・徴収に関する特別取扱協定に係る取扱い要領

(目的)

第1条 中高層共同住宅（以下「共同住宅」という。）は、商店、営業ビル等と異なり居住を主とした一般専用住宅と何等変りない。従って、共同住宅設置者と協議の上で当該共同住宅の居住者を対象とし一定の協定を締結し一般使用者に対するサービスと同様の取扱いを行うことにより、当該居住者の公平を期することを目的とする。

(特別協定の条件)

第2条 特別協定を締結するにあたり具備する条件は、次の各号による。

- 一 共同住宅で一の量水器（以下「親メーター」という。）から給水を受ける賃貸住宅等であること。
- 二 検量する水道メーターは、集中検針方式による遠隔指示方式水道メーターであること。
- 三 当該建物に設置の全ての共用栓・散水栓等について、集中検針方式による遠隔指示方式水道メーターを採用すること。
- 四 前号の設置が不可能と長が判断した場合、又は、既設共同住宅にあっては、この限りでない。
- 五 その他、必要な条件は別紙「中高層共同住宅の検針・徴収に関する特別取扱協定書」による。

(隔測メーター及び集中検針盤の設置位置)

第3条 隔測メーター及び集中検針盤の設置すべき場所（位置）は、次の各号による。

- 一 各戸に設置する隔測メーターは、検量容易な場所とし保守点検に十分なスペースを確保すること。
- 二 集中検針盤は、一階の床面から、1.5m～2.0mの高さに設置すること。

(管理範囲)

第4条 親メーター以下の給水施設は、共同住宅設置者の管理責任とし、以下各号従属する。

- 一 水質の保持、給水施設の修繕、検定期間満了メーターの取替え、及びその他の維持管理
- 二 給水施設の増、改造等の工事を施工する場合は、長との事前協議を必要とする。
- 三 給水施設の維持管理について、長が必要と認めた場合、職員をして当該施設の立入検査を行うことができる。

四 前号検査結果に基づく長の指示事項について当該共同住宅の設置者は、速やかに改善する等適切な措置をとらなくてはならない。

(申 請)

第5条 特別協定の適用を受けようとする共同住宅の設置者は、次による所定の手続きをしなければならない。

- |   |                            |    |
|---|----------------------------|----|
| 一 | 中高層共同住宅の検針・徴収に関する特別取扱協定申請書 | 一部 |
| 二 | 中高層共同住宅の検針・徴収に関する特別取扱協定書   | 二部 |
| 三 | 給水装置管理人選定・変更届              | 一部 |
| 四 | 集中検針盤配置図                   | 一部 |